

(仮称) 南花台中央公園整備事業
基本・実施設計業務に係るプロポーザル

評価基準

令和4年12月

河内長野市

— 目 次 —

1 本評価基準の扱い	1
2 審査の概要	1
3 手続き及び審査の手順	2
4 参加資格審査	2
5 提案審査	3

1 本評価基準の扱い

本評価基準は、河内長野市（以下「市」という。）が実施する、（仮称）南花台中央公園整備事業基本・実施業務の受託者を選定する公募型プロポーザルの優先交渉権者（契約候補者）を選定するための審査方法、手順、評価基準等を示したものであり、別途公表する「（仮称）南花台中央公園整備事業基本・実施設計業務に係るプロポーザル募集要項」（以下「募集要項」という。）、「（仮称）南花台中央公園整備事業基本・実施設計業務に係るプロポーザル様式集」（以下「様式集」という。）と一体のものとして扱う。

2 審査の概要

（1）審査方法

応募者の審査方法は、公募型プロポーザル方式とし、応募者から提出された参加表明提出書類、技術提案書、価格提案書及びヒアリングの内容をもとに、河内長野市UR南花台団地集約跡地活用整備事業推進委員会（以下「推進委員会」という。）により審査を行う。

審査は、「参加資格審査」と「提案審査」から構成され、事業者の実績の有無、評価基準に基づいた提案内容の評価を行う。応募に関する事項は、別添「募集要項」において示す。

（2）参加資格審査

募集要項において示す、応募者の参加資格要件について審査を行う。

（3）提案審査

提案審査では参加表明提出書類、技術提案書、価格提案書及びヒアリングの内容をもとに審査を行い、最も評価点（100点満点）が高い者を優先交渉権者（契約候補者）、次点者を次点交渉権者として選定する。なお、提案者が多数の場合は、推進委員会において、評価基準に基づき、予備審査を行い、ヒアリングを実施する提案者を概ね5者以内で選定するものとする。

3 手続き及び審査の手順

本プロポーザルの手続き及び審査の手順は、以下のとおり。

① プロポーザル手続きの開始

令和 4 年 12 月 12 日（月）	募集要項・評価基準等の公表
---------------------	---------------

② プロポーザルの参加資格審査、提案審査に関する質疑の受付及び回答公表

令和 4 年 12 月 12 日（月） ～ 12 月 22 日（木）正午	プロポーザルの参加資格審査、提案審査に関する質疑の受付
令和 4 年 12 月 27 日（火）	プロポーザルの参加資格審査、提案審査に関する質疑への回答公表

③ 参加資格審査

令和 5 年 1 月 6 日（金） ～ 1 月 10 日（火）必着	参加表明提出書類の受付
令和 5 年 1 月 13 日（金）	参加資格審査
令和 5 年 1 月 13 日（金）	参加資格審査結果の通知（提案書の要請）

④ 提案審査

令和 5 年 2 月 1 日（水） ～ 2 月 6 日（月）必着	提案審査提出書類の受付
令和 5 年 2 月 13 日（月）	ヒアリング日程の通知（ヒアリングの要請）
令和 5 年 2 月 20 日（月）	・ヒアリングの実施（非公開） ・審査の実施 （優先交渉権者及び次点交渉権者の選定）
令和 5 年 2 月下旬	審査結果の通知・公表
令和 5 年 3 月中旬	審査講評の公表

4 参加資格審査

募集要項において示す、応募者の参加資格要件について市で審査を行い、要件を満たす応募者に対し提案書の提出を要請する。

5 提案審査

(1) 提案審査の評価基準

企業及び技術者の業務実績、技術提案書及び提案価格により総合的に評価する。

① 業務実施体制の評価

下記の基準によって評価する。

<業務実施体制の評価項目・配点>

評価項目	資格・実績及び主なテーマ		得点	配点
企業の設計業務の実績	「平成 31 年国土交通省告示第 98 号別添二 第三号 運動施設」に定義されている用途である、体育館、武道館、スポーツジム等、屋内プール、スタジアム等の運動施設の新築又は改修工事の設計業務、及び、本事業と同規模の公園設計業務を完了した実績の件数	1 件	1 点	5 点
		2 件	3 点	
		3 件以上	5 点	
管理技術者の実績	「平成 31 年国土交通省告示第 98 号別添二 第三号 運動施設」に定義されている用途である、体育館、武道館、スポーツジム等、屋内プール、スタジアム等の運動施設の新築又は改修工事の設計業務及び、本事業と同規模の公園設計業務を完了した実績の件数を完了した実績の件数	0 件	0 点	5 点
		1 件	1 点	
		2 件	3 点	
		3 件以上	5 点	
評価点（計）			10 点	

※主任技術者については評価の対象には含まない。

② 技術提案書の評価

下記の評価項目について提案された、技術提案書及びヒアリングをもとに推進委員会で評価する。

<技術提案書の評価項目・配点>

各評価項目の評価内容に応じて【配点×別表の乗率】を算出し、評価点とする。

<提案項目>

大項目	中項目	小項目	配点
業務実施方針	①実施体制・スケジュール	・担当チームの特徴・強み ・本業務において、妥当かつ現実的な業務実施スケジュールおよびマネジメント方針の提案。	10 点

業務実施方針	②市民との協働に関する考え方	・南花台地区及び周辺地区の住民との協働によって基本・実施設計を進めていく手法等の提案。 ・設計プロセスや、竣工後の管理運営において、市民が愛着をもてるような関わり方や手法等の提案。	10 点
	③デザインコンセプトの設定の考え方	・基本計画書（案）や、南花台のこれまでのまちづくりの経緯、事業の目的、公園整備におけるコンセプト、整備方針、敷地条件等を十分に理解したうえでのデザインコンセプトの提案。	10 点
業務の着眼点及び考え方	④公園整備における考え方	・基本計画書（案）を踏まえ、利用者の利用を想定したうえで、どのような公園を設計し景観や風景をつくり出していくかに関する考え方、設計方針等の提案。 ・スタジアムとの一体性が生まれるランドスケープデザインの考え方、設計方針等の提案。 ・	20 点
	⑤施設整備における考え方	・基本計画書（案）を踏まえ、魅力的なスタジアム、クラブハウスとなるための工夫（配置、形状、使われ方等）に関する考え方、設計方針等の提案。 ・一般社団法人日本女子サッカーリーグ規約によるなでしこリーグ1部の最低限の基準を遵守しつつ、今後公益社団法人日本女子プロサッカーリーグ（WE リーグ）規約に適したスタジアムへ段階的な施工を見越した計画方針の提案。	20 点
	⑥維持管理運営への配慮・コストマネジメントについての考え方、その他独自提案	・イニシャルコスト、ランニングコストに対する考え方の提案。 ・その他、評価項目で示されている以外で、独自に提案したい内容の提案	10 点
評価点（計）			80 点

【別表】

評価区分	評価内容	乗率
A	提案内容が大変優れている	1.0
B	提案内容が優れている	0.8
C	提案内容が普通である	0.6
D	提案内容がやや劣っている	0.2
E	提案内容が劣っている	0.0

③ 価格提案の評価

<価格提案の評価方法・配点>

価格提案に応じて下記の【算定式】により市が算出し、評価点とする。	配点 10 点
評価点	10 点

【算定式】

$$\text{価格提案評価点} = 10 \text{ 点} \times (\text{最低提案価格}) / (\text{当該提案者の提案価格})$$

- ・ 最低提案価格は、ヒアリングを実施した提案者の内、最も低い価格を提案した者の提案価格
- ・ 提案額が、委託金額の上限額を超過している場合は、優先交渉権者として選定対象としない。

④ 提案審査の得点計算

上記①～③の評価点を合計して各提案者の評価点を計算する。

なお、技術提案の評価については、10 人の委員の合議による評価点とする。

<得点計算>

種別	満点
① 業務実施体制の評価	10 点
② 技術提案書の評価	80 点
③ 価格提案の評価	10 点
合計	100 点

(2) 優先交渉権者の選定方法

上記の評価点の最も高い者を優先交渉権者（契約候補者）に選定する。また、最高点が同一の場合は、「技術提案書の評価」の評価点が最も高い者を優先交渉権者、次点者を次点交渉権者に選定する。
 なお、審査の結果、「技術提案書の評価」の評価点が 80 点満点中 48 点に満たない場合は、優先交渉権者として選定対象としない。